

第17回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年11月26日(火) 午前9時～午前10時5分
2. 開催場所 いきいきセンターくりの郷 研修室1. 2
3. 出席委員 13名
会長 15番 重村 耕一郎
会長代理 1番 梶 重明
委員 2番 福島 昌信 9番 神掛 ちず子
3番 山崎 忠茂 10番 中尾 隆
4番 園山 秀国 11番 竹ノ内 春則
5番 高橋 慶生
13番 上水流 政俊
7番 清水 隆一 14番 山口 華
8番 萩原 とよ子
4. 欠席委員 6番 前田 格男 12番 興邊 雄次
5. 議事日程
 - (1) 開 会
 - (2) 議事日程について
 - (3) 議事録署名委員の指名について
 - (4) 会期の決定について
 - (5) 事務局報告
 - ① 合意解約報告書 (14件)
 - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (5件)
 - (6) 付議事件及び順序について
 - 日程第1 農業経営基盤強化促進法の資格審査について (議案 1件)
 - 日程第2 農地法第3条に規定による所有権移転の許可申請について (議案 3件)
 - 日程第3 農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申し出の意見決定について (議案 2件)
 - 日程第4 農地法第4条に規定による許可申請について (議案 1件)
 - 日程第5 非農地証明願の申請審議について (議案 5件)
 - (7) その他農政一般事項
 - (8) 閉 会
6. 農業委員会事務局職員 事務局長 局長補佐 管理調整係長 補助員

議長 それでは只今から、第17回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。

議長 本日は、興邊委員と前田委員が所用のため、出席できない旨の申し出がありました。

議長 日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、9番神掛委員と10番中尾委員を指名します。

議長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が14件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 1ページになります。①合意解約申出書14件です。番号1。貸人、湧水町木場 ○○○○。借人、湧水町木場 ○○○○。土地の所在 木場字上掛○○ 田 ○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和5年2月24日から令和9年12月31日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和6年10月22日。番号2。貸人、福岡市 ○○○○。借人、湧水町川西 ○○○○。土地の所在、川西字川路迫○○ 田 ○○㎡ 他6筆 計7筆 ○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年5月1日から令和10年11月30日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、使用賃借権。土地の引渡しの時期、令和6年11月30日。番号3。貸人、湧水町北方 ○○○○。借人、湧水町北方 ○○○○。土地の所在、北方字新替○○ 田 ○○㎡ 他2筆 計3筆 ○○㎡。あっせん等の希望は有です。契約の期間、令和3年1月1日から令和8年4月30日。解約の理由、耕作者が体調不良のため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和6年10月30日。以下、番号4から番号11までは、○○○○さんの体調不良による合意解約となりますので、内容についてはご確認をお願いします。番号12。貸人、湧水町川西 ○○○○。借人、鹿児島市 ○○○○。土地の所在、川西字走馬○○ 田 ○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年2月1日から令和12年1月31日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡し時期、令和7年1月31日。番号13。貸人、薩摩川内市 ○○○○。借人、湧水町般若寺 ○○○○。土地の所在 般若寺字六反田○○ 田 ○○㎡。あっせん

等の希望は有です。契約の期間，令和6年4月1日から令和9年3月31日。解約の理由 耕作者を変更するため。利用権の種類，使用貸借権。土地の引渡しの時期，令和6年11月5日。番号14。貸人，鹿児島市 ○○○。借人，湧水町米永 ○○○。土地の所在 米永字○○ 田 ○○m²。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和2年3月25日から令和12年2月28日。解約の理由 耕作者が体調不良のため。利用権の種類，使用貸借権。土地の引渡しの時期，令和6年11月6日。以上です。

議長 只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 無ければ，以上で合意解約申出書 を終わります。

議長 次に，農地法第3条の3第1項の規定による届出書が5件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 2ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が5件です。番号1。権利取得者，霧島市横川町 ○○○。権利取得日，令和6年7月2日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，幸田楠丸○ 地目は田 面積は○○m² 外1筆 計2筆 合計面積○○m²です。あっせん等の希望は無です。次に番号2。権利取得者，湧水町恒次 ○○○。権利取得日，令和6年7月22日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，恒次前田○○ 地目は田 面積は○○m² 外1筆 計2筆 合計面積○○m²です。あっせん等の希望は無です。次に番号3。権利取得者，湧水町北方 ○○○。権利取得日，令和6年7月19日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，幸田宮田○○ 地目は畑 面積は○○m² 外23筆 計24筆 合計面積○○m²です。あっせん等の希望は無です。次に番号4。権利取得者，鹿児島市 ○○○。権利取得日，令和6年7月25日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，稲葉崎内迫○○ 地目は畑 面積は○○m²です。あっせん等の希望は無です。次に番号5。権利取得者，大阪府 ○○○。権利取得日，令和5年11月30日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，恒次寺田○○ 地目は田 面積は○○m² 外1筆 計2筆 合計面積は○○m²です。あっせん等の希望は無です。以上です。

議長 只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 無ければ，以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。

議長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第155号 農業経営基盤強化促進法の資格審査について を議題とします。まず，利

用権設定の審査を行います。整理番号1号から整理番号18号まで、事務局の説明を求めます。

事務局

5ページです。日程第1議案第155号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(1)利用権設定です。整理番号1号から整理番号18号です。下の地区別集計表をご覧ください。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田32,784㎡、畑545㎡、小計33,329㎡です。6ページをご覧ください。総括表です。これも合計だけ申し上げます。賃貸借分の田31,690㎡、畑545㎡、計32,235㎡。次に使用貸借分の田1,094㎡です。合計で田が32,784㎡、畑545㎡、合計33,329㎡です。7ページ以降それぞれ書いてあります。詳細はお目通しください。

議長

まず、整理番号1号から整理番号5号を審査します。整理番号1号から整理番号5号については、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、14番山口委員が抵触しますので、退席を求めるため 暫時休憩します。

(山口委員退席)

議長

休憩を閉じ、会議を開きます。整理番号1号から整理番号5号について、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号から整理番号5号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。整理番号1号から整理番号5号については、承認することに決定しました。

議長

山口委員の出席を求めるため暫時休憩します。

(山口委員着席)

議長

休憩を閉じ会議を開きます。整理番号6号から整理番号18号を審査します。整理番号6号から整理番号18号までの事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。整理番号6号から整理番号18号については、承認することに決定しました。

議長

以上で、利用権設定の審査を終わります。

議長

次に、所有権移転の審査を行います。整理番号1号から整理番号2号について、事務局の説明を求めます。

事務局

5ページです。地区別集計表の真ん中です。合計だけ申し上げます。田が2,355㎡です。続きまして、資料の13ページをご覧ください。議案第155

号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(2) 所有権移転の部です。整理番号1。土地の所在 川西字前畑〇〇 地目は田 農振内 面積が〇〇㎡。渡人, 湧水町川西 〇〇〇〇。受人, 湧水町川西 〇〇〇〇。経営面積〇〇㎡です。利用目的は水稲。売買価格は7万円。移転時期, 引渡時期は令和6年11月26日。受人は認定農業者です。次に整理番号2。土地の所在 木場字上掛〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人, 湧水町木場 〇〇〇〇。受人, 湧水町木場 〇〇〇〇。経営面積〇〇㎡。利用目的は水稲。売買価格は27万円。移転時期, 引渡時期は令和6年11月26日。受人は認定農業者です。以上です。

議長 それでは, まず整理番号1号について審査します。整理番号1号については, 現地調査が行われていますので, 調査委員の報告をお願いいたします。

3番 3番山崎が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第155号整理番号1の現地調査の報告をいたします。申請地, 申請者及び場所等については, 議案書と議案参考資料の1ページから3ページをご参照ください。申請内容は, 売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況については, 良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては, 受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し, 適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議長 只今の調査委員の報告に対し, ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ, 整理番号1号は調査委員の報告は承認相当と
いうことです。承認相当と認め, 承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。整理番号1号の所有権移転の資格審査については,
承認することに決定しました。

議長 次に, 整理番号2号について審査します。整理番号2号についても, 現地
調査が行われていますので, 調査委員の報告をお願いいたします。

9番 9番神掛が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第155号整理
番号2の現地調査の報告をいたします。申請地, 申請者及び場所等につ
いては, 議案書と議案参考資料の4ページから6ページをご参照ください。
申請内容は, 売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状
況については, 良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては,
受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件
を満たしていることを確認し, 適格者であると判断しました。以上報告い
たします。

- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号2号は調査委員の報告は承認相当と
いうことです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号2号の所有権移転の資格審査については、
承認することに決定しました。
- 議 長 以上で、農業経営基盤強化促進法の資格審査について を終わります。
- 議 長 次に、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請につい
て を議題とします。議案第156号から議案第158号までの3議案を一括
上程します。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 14ページです。日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可
申請について。議案第156号。権利，所有権移転。土地の所在，川西字柿
木水流〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，千葉県木更津
市 〇〇〇〇。受人，湧水町川西 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡で
す。労力総数3。申請事由は規模拡大。売買価格は5,000円です。次に議
案第157号。権利，所有権移転。土地の所在，米永字金頭〇〇 地目は畑
農振外 面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町米永 〇〇〇〇。受人，湧水町
米永 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数1。申請事由は
規模拡大。売買価格は全部で25万円です。次に議案第158号。権利，所
有権移転。土地の所在，田尾原字下原〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇
〇㎡です。渡人，湧水町田尾原 〇〇〇〇。受人，湧水町稲葉崎 〇〇〇
〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数3。申請事由は規模拡大。売
買価格は全部で615,000円です。以上です。
- 議 長 農地法第3条の許可区分は、湧水町農業委員会です。順を追って審議しま
す。まず、議案第156号について審議します。議案第156号については、
現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 3 番 3番山崎が報告します。農地法第3条に係る議案第156号の現地調査の報
告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一
覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については、議案書と議
案参考資料の7ページから9ページをご参照ください。調査事項の中で、
現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はあ
りません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許
可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 156 号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 156 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第 157 号について審議します。議案第 157 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 10 番 10 番中尾が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 157 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 10 ページから 12 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はあります。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 157 号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 157 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第 158 号について審議します。議案第 158 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 10 番 10 番中尾が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 158 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 10 ページ、13 ページから 14 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はあります。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
- 4 番 4 番園山です。後ほども出てくるのですが、この受人は農業を規模拡大したいということで今回申請がなされたわけですが、その隣接する農地に従業員宿舎を建設したいということで、建設業もされているということですが、農業と建設業とどのようなバランスでされているのか、分けるのであれば教えてください。

事務局 この受人については、〇〇という建設業を稲葉崎でされていらっしゃると思います。この申請地と、後ほどでてくる除外の議案では社宅と資材置場を隣接する土地に建設したいということで、同じ地権者から購入したいということです。

議長 よろしいですか。

4番 この申請事由が規模拡大というのは、事由としてはふさわしくないのかなあと思いますが。建設業をされているのであれば、将来的にこの場所も転用されるのかと思っています。

事務局 今回は、3条申請で購入されるということで、会社としても農作物を栽培したいという話もございましたので、規模拡大という事由はふさわしくないという話もございましたが、耕作面積が増加するというので規模拡大としました。

議長 よろしいですか。

4番 はい。

議長 他にございませんか。他にご質問ご意見等なければ、議案第158号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第158号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議長 以上で、農地法第3条の規定による所有意見移転の許可申請についてを終わります。

議長 次に、日程第3 農業振興地域整備計画の一部変更 除外 申し出の意見決定についてに移ります。町長から意見を求められています。議案第159号から議案第160号までの2議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 15ページです。日程第3 農業振興地域整備計画の一部変更 除外 申し出の意見決定について。議案番号159号。願出人、湧水町稲葉崎 〇〇〇〇。土地の所在、湧水町田尾原字下原〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積は〇〇㎡です。利用目的は宅地(貸社宅・貸資材置場)です。変更の理由は、申請地に経営している建設業のための社宅・資材置場を建設し、雇用増大・事業拡大による経営安定を行うためです。次に議案番号160号。願出人 福岡市 〇〇〇。土地の所在 田尾原字供養塚〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡です。利用目的は太陽光発電施設です。変更の理由は、太陽光発電施設を設置するためです。以上です。

議長 それでは順を追って審議します。議案第159号につきましては、現地調査

が行われておりますので、調査委員の報告をお願いします。

10 番 10 番中尾が報告します。農業振興地域整備計画の一部変更に係る議案第 159 号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 15 ページから 20 ページをご参照ください。申し出の内容は、宅地への転用による農用地区域からの除外申し出です。調査は、農振法に基づき除外に係る 6 要件を満たしていることを確認しました。周囲の状況は、北は宅地、東は畑、南は道路、西は宅地です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。調査意見は、農振法の 6 要件及び農地転用に関する許可基準を満たしているため、農業振興地域整備計画の一部変更の農用地からの除外はやむを得ないと思われます。以上報告します。

議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第 159 号は調査委員の報告は農業振興地域整備計画の一部変更 除外、やむを得ないということです。農業振興地域整備計画の一部変更 除外、やむを得ないと認め、町長に回答することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 159 号につきましては、農業振興地域整備計画の一部変更 除外、やむを得ないと認め、町長に回答することに決定しました。

議長 次に、議案第 160 号を審議します。議案第 160 号につきましても、現地調査が行われておりますので、調査委員の報告をお願いします。

10 番 10 番中尾が報告します。農業振興地域整備計画の一部変更に係る議案第 160 号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 15 ページ、21 ページから 25 ページをご参照ください。申し出の内容は、太陽光発電施設への転用による農用地区域からの除外申し出です。調査は、農振法に基づき除外に係る 6 要件を満たしていることを確認しました。周囲の状況は、北は道路、東は畑、南は畑、西は山林です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。調査意見は、農振法の 6 要件及び農地転用に関する許可基準を満たしているため、農業振興地域整備計画の一部変更の農用地からの除外はやむを得ないと思われます。以上報告します。

議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

- 9 番 9 番神掛です。この願出者は、以前この農地を取得していたのですか。そして、この願出者が太陽光発電施設を建設したいということですか。それとも所有者は別な方ですか。
- 事務局 まだ売買は済んでいないとのことですが、願出者が太陽光発電施設を建設したいということです。今後、5 条申請がなされると思います。
- 9 番 現所有者は誰ですか。
- 事務局 ○○○○さんです。
- 議長他にありませんか。他にご質問ご意見等なければ、議案第 160 号は調査委員の報告は農業振興地域整備計画の一部変更 除外、やむを得ないということです。農業振興地域整備計画の一部変更 除外、やむを得ないと認め、町長に回答することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。議案第 160 号につきましては、農業振興地域整備計画の一部変更 除外、やむを得ないと認め、町長に回答することに決定しました。
- 議長 以上で、農業振興地域整備計画の一部変更 除外申し出の意見決定について を終わります。
- 議長 次に、日程第 4 農地法第 4 条の規定による許可申請について を議題とします。議案第 161 号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 16 ページです。日程第 4 農地法第 4 条の規定による許可申請について。議案第 161 号。権利，土地の所在，米永字鐘月○○。地目田。農振外。○○㎡のうち○○㎡。地種は 2 種。申請人，湧水町米永 ○○○○。用途，堆肥舎。申請事由，畜産経営拡大のため堆肥舎を建設したい。以上です。
- 議長 議案第 161 号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 10 番 10 番中尾が報告します。農地法第 4 条に係る議案第 161 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については、議案書，議案参考資料の 26 ページから 31 ページを参照してください。周囲の状況は、北は道路，東は田，南は山林，西は雑種地です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図，配置図，被害防除計画書及び誓約書，始末書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」，「転用の確実性」，「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 161 号は、調査委員の報告は許可相当
ということです。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ござい
ませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 161 号につきましては、許可相当と認め県知
事に進達することに決定しました。
- 議 長 以上で、農地法第 4 条の規定による許可申請について を終わります。
- 議 長 次に、日程第 5 非農地証明願の申請審議について を議題とします。議
案第 162 号から議案第 166 号までの 5 議案を一括上程します。事務局の説
明を求めます。
- 事 務 局 17 ページです。日程第 5 非農地証明願の申請審議について。議案第 162
号。願出人、湧水町中津川 ○○○○。土地の所在、中津川字坂口○○ 地
目は畑 面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といた
しまして平成 10 年頃から農地法の許可を得ないで植林したため山林化し
た。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条第 2 号、
第 3 号、第 4 号、第 9 号です。次に議案第 163 号。願出人、湧水町中津川
○○○○。土地の所在、川西字大原○○ 地目は畑 面積は○○㎡ 外 2
筆 計 3 筆です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、
申請地は、平成 9 年にゆったり館本館とコテージを建設し宅地として利用
を開始したが、地目変更がなされていなかったことにより今回町より非農
地申請があったものです。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明
交付基準第 2 条第 10 号です。次に議案第 164 号。願出人、湧水町恒次 ○
○○○。土地の所在、恒次字堀切○○ 地目は畑 面積は○○㎡です。所
有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、平成元年
ごろ農地法の許可を得ないで植林したため山林化した。非農地判定基準は
湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条第 2 号、第 3 号、第 9 号です。
次に議案第 165 号。願出人、霧島市牧園町 ○○○○。土地の所在、木場
字水堀○○ 地目は畑 面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地と
する理由といたしまして、申請地は、昭和 50 年頃から耕作放棄され、農
地法の許可を得ないで植林したため山林化した。非農地判定基準は湧水町
農業委員会非農地証明交付基準第 2 条第 2 号、第 3 号、第 9 号です。次に
議案第 166 号。願出人、霧島市横川町 ○○○○。土地の所在、幸田字楠
丸○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外 1 筆 計 2 筆です。所有者は本人で
す。非農地とする理由といたしまして、申請地は、平成 14 年頃から願出

人の父が死亡したことにより耕作放棄地となりそれ以降原野状態となっているとのことです。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条第2号，第3号，第4号，第6号です。以上です。

議長 順を追って審議します。まず，議案第162号を審議します。議案第162号については現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いいたします。

3番 3番山崎が報告します。非農地証明願いに係る議案第162号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の32ページから35ページをご参照ください。調査意見は，申請地は平成10年頃，農地法の許可を得ないで植林したため山林化し，今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから，非農地判断基準の第2号，第3号，第4号，第9号に該当することを確認したことから，非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議長 只今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 他にご質問ご意見等がなければ，議案第162号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案162号につきましては，非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議長 次に，議案第163号を審議します。議案第163号についても現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いいたします。

9番 9番神掛が報告します。非農地証明願いに係る議案第163号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の32ページ，36ページから38ページをご参照ください。調査意見は，平成9年より町有施設として湯ったり館本館及びコテージを建設し，宅地としてすでに利用されており，今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから，非農地判断基準の第10号に該当することを確認したことから，非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
- 4 番 4番です。私もよく利用するので非農地であることは一目瞭然なのですが、コテージがある周囲もまだ山林で、どのような理由で転用許可を得ないで転用がなされたのか、経緯がわかりますか。
- 議 長 併せて、なぜ転用しないで現在に至ったのか。行政がしたことですので、あつてはならないことだと思いますが、経緯を説明してください。
- 事 務 局 平成9年にオープンしたということですが、その申請をするにあたり、一度農業委員会には話があったと思いますが、当時の記録として許可不要案件として記載がございまして、転用手続きは不要であるとして町が施設を建設したということでございます。本来、転用許可が出ていれば、転用事実証明書で対応できるのですが、許可不要案件であったことからその事実の証明ができない。その当時、すぐに地目変更していればよかったです。それがされていないことから、今回非農地証明で、農地でないことの証明をしてほしいとのことで申し出がありましたので、このような申請になりました。
- 議 長 よろしいですか。
- 4 番 はい。ありがとうございます。
- 議 長 他にありませんか。他にご質問ご意見等がなければ、議案第163号については調査委員の報告は非農地判定ということ。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案163号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第164号を審議します。議案第164号についても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。
- 10 番 10番中尾が報告します。非農地証明願いに係る議案第164号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の39ページ、41ページから43ページをご参照ください。調査意見は、平成元年ごろ、農地法の許可を得ないで植林したため山林化し、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第3号、第9号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 他にご質問ご意見等がなければ、議案第 164 号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案 164 号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 次に、議案第 165 号を審議します。議案第 165 号についても現地調査が行われていきますので、調査委員の報告をお願いいたします。

9 番 9 番神掛が報告します。非農地証明願いに係る議案第 165 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 40 ページ、44 ページから 46 ページをご参照ください。調査意見は、昭和 50 年ごろから耕作放棄され、農地法の許可を得ないで植林したため山林化し、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第 2 号、第 3 号、第 9 号該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 他にご質問ご意見等がなければ、議案第 165 号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案 165 号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 次に、議案第 166 号を審議します。議案第 166 号についても現地調査が行われていきますので、調査委員の報告をお願いいたします。

10 番 10 番中尾が報告します。非農地証明願いに係る議案第 166 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 39 ページ、47 ページから 50 ページをご参照ください。調査意見は、平成 14 年ごろから耕作放棄地となり、原野化しているため、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、

非農地判断基準の第2号, 第3号, 第4号, 第6号該当することを確認したことから, 非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し, ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 他にご質問ご意見等がなければ, 議案第166号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案166号につきましては, 非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 以上で, 非農地証明願の申請審議について を終わります。

議 長 次に, その他農政一般事項についてですが, 皆様方から何かございませんか。
(なしの声あり)

議 長 無ければ, 以上で終わります。以上で, 本日付議されました議案は, 全部終了いたしました。これで, 第17回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前10時5分